

令和3年1月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和3年1月12日(火) 午前 9時30分から 10時10分

2.開催場所 富士市役所庁舎5階 第2会議室

3.出席委員

農業委員会会長 17番 渡邊 万里
農業委員会会長職務代理者 12番 勝又 匠

委員

1番 望月 稔
2番 小林 由朋
4番 荻田 丈仁
5番 時田 修治
8番 笹古 時男
9番 池野 保
10番 新舟 進
11番 長尾 忠
14番 藤田 博史
16番 安藤 公男
19番 伊藤 博

4.欠席委員

3番 町田 玉江
6番 佐野 孝則
13番 佐藤 正職
15番 鈴木 恵一
18番 涌田 充尚

5.議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6.農業委員会事務局職員

事務局長 勝又 猛
統括主幹 栗田 宗明
主幹 野村 昌寛
主査 太田 久
上席主事 山本 英俊

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め16番安藤 公男君、19番伊藤 博君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第1号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第3号 取消願いの報告についてまでの、計7件を順に議題に供します。
事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第1号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
富士地区1番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ富士地区1番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 場所は県道鷹岡富士停車場線と弥生通りの交差点から北に200mくらい行き、そこから西に50mくらい行ったところの南北にあります。譲渡人が手不足のため耕作管理は近隣の農家にキャベツを作ってもらっていますが、収穫が終わり次第、水稻の準備をするとのこと。譲受人は家族で農業を行っており、数年前に申請地の近くで2反くらいの農地を購入し、ハウスとして利用してます。自宅の近くでは宅地化が進んでおり、日照の問題からまとまった土地を購入して移りたいとのこと。現地を確認したところ、水稻と裏作のキャベツが作られている場所であり、何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 富士地区1番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
富士地区1番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、元吉原地区2番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ元吉原地区2番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

事務局 場所は国道1号線バイパスの桧町北の信号から北に50mほどのところにあります。周辺は水田で、申請地も水田として管理されています。土地所有者が破産したため、その管財人が任意売却のため申請を行っています。譲受人は田んぼと畑を行っている兼業農家ですが、今後は専業農家として規模拡大を行っていきたいとのことです。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願います。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 元吉原地区2番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
元吉原地区2番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に北部地区3番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ北部地区3番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

事務局 場所は神戸小学校からの西に100mほどのところにあります。譲渡人は家族で野菜名を作っている農家です。申請地周辺で土地区画整理事業が行われ、共有持分としていた土地が換地処分により農地と宅地に分かれたため、それぞれの地目の持分を交換し、単独名義に変更したいとのことです。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願います。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 北部地区3番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
北部地区3番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。

会長 次に、議案6ページの議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。
鷹岡地区1番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案6ページ鷹岡地区1番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 場所は久沢北区の公会堂から東に100mくらいのところにあります。申請地は譲渡人の父親が昭和44年に宅地として農地法第5条の許可を得て取得しているのですが、住宅を建てないまま亡くなり、譲渡人に相続された土地です。過去に許可を得ていますが、当時とは転用の実行者が異なりますので、再度の申請となります。現地を確認したところ、周辺農地への影響は無いと思われまますので、何ら問題ないかと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 次に、事務局から補足説明願ひします。

事務局 本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 鷹岡地区1番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
鷹岡地区1番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に吉永地区2番について、事務局から説明願ひします。

事務局 (事務局議案6ページ吉永地区2番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 場所は県立吉原工業高校の東側に隣接する場所で、富士見台から須津の方に行く道沿いにあります。以前は茶畑だったそうですが、現在は抜根されて空き地となっていました。申請地の南側に譲受人の事務所と従業員駐車場、工事車両置場があるのですが、大淵にある資材置場の一本化と、駐車場の詰め込みを解消を行いたいとのこと。現地を確認したところ、周辺農地への影響は無いと思われまます。何ら問題ないかと思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 次に、事務局から補足説明願ひします。

事務局	<p>本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。</p>
会長	<p>吉永地区2番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 吉永地区2番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。</p>
会長	<p>次に、議案7ページの議第3号 非農地証明申請書の審議について、審議をお願いします。 富士川地区1番について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(事務局議案7ページ富士川地区1番 朗読)</p>
会長	<p>それでは、担当委員より説明をお願いします。</p>
委員(報告者)	<p>場所は富士川楽座から西に100mほどのところにあります。申請地は昭和58年に申請者が住宅を建築し、現在に至っております。子どもの住宅敷地として利用しようと考えていたところ、地目が畑のままとなっていたことが判明したため、今回の申請に至ったとのことです。市街化調整区域に編入される以前から住宅として使用されており、何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願います。</p>
会長	<p>富士川地区1番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 富士川地区1番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。</p>
会長	<p>次に大淵地区2番について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(事務局議案7ページ大淵地区2番 朗読)</p>
会長	<p>それでは、担当委員より説明をお願いします。</p>

委員(報告者)

場所は主要地方道富士白糸滝公園線の総合運動公園入口の信号から北東に100mくらいのところにあります。申請者は以前に農地法第5条の許可を得て競売に参加し、落札した方となります。以前の持ち主が昭和35年に自宅の隣の倉庫として建築し、登記を行っております。以前に農地法第5条の許可を得ていますが、他法令との関係で市街化調整区域に編入される以前から建物敷地として利用していた部分の非農地申請を行いたいとのことです。現地を確認したところ、だいぶ古い物置であり、昭和47年以前から使用されているようであり、何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

大洲地区2番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大洲地区2番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で非農地証明申請書の審議についての審議を終わります。

次に、議案8ページの議第4号 農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議をお願いします。
事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案8ページ 朗読)

会長

事務局からの説明が終わりました。
このことにつきまして、ご質問等ございますか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
農業委員会等に関する法律に基づく審議についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議を終わります。

会長

次に議案9ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局

はじめに議案9ページをご覧ください。
報第1号 農地返還通知書の受理についてですが、これは双方同意の上、届出を行えば使用貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数2件。
次に議案10ページから11ページをご覧ください。
報第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてですが、これは20年を経過するにあたり、特例農地の利用状況について、現地を確認し、農地であったことをご報告いたします。件数3件。
次に議案12ページをご覧ください。
報第3号 取消願いの報告についてですが、事業計画縮小によるものであり、受理したことをご報告いたします。件数1件。
今月の報告案件については以上です。

会長

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局

(事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長

以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を
終わりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和3年1月12日

農業委員会会長

同委員

同委員
